

事 業 報 告 書
(自 令和3年05月01日 至 令和4年04月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称、医療法人裕真会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 和歌山県和歌山市市小路402番地
- (3) 設立認可年月日 平成11年12月16日
- (4) 設立登記年月日 平成11年12月27日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	下間クリニック	和歌山県和歌山市市小路402番地	一般病床 0床 療養病床 0床

(2) 附帯業務

なし

(3) 収益業務

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年 6月24日 令和3年度決算の決定

法人名 医療法人 裕真会
 所在地 和歌山県和歌山市市小路402番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表

(令和4年4月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	295,322	I 流動負債	16,883
II 固定資産	40,375	II 固定負債	27,212
1 有形固定資産	23,233	負債合計	44,095
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	17,142	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	281,602
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	291,602
資産合計	335,697	負債・純資産合計	335,697

法人名 医療法人 裕真会
 所在地 和歌山県和歌山市市小路402番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	155,846
2 事業費用	108,777
本来業務事業利益	47,069
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	47,069
II 事業外収益	2,244
III 事業外費用	61
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	49,252
法人税	13,429
当期純利益	35,823
経常利益	

法人名 医療法人 裕真会
 所在地 和歌山県和歌山市市小路402番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財産目録
 (令和4年4月30日現在)

1. 資産額	335,697千円
2. 負債額	44,095千円
3. 純資産額	291,602千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	295,322
B 固定資産	40,375
C 資産合計 (A+B)	335,697
D 負債合計	44,095
E 純資産 (C-D)	291,602

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 裕真会
 所在地 和歌山市小路402番地

※医療法人整理番号:

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	下間 伸裕	医師	当法人理事長	資金借入	長期借入金	26,022	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

310

監事監査報告書

医療法人裕真会
理事長 下間 仲裕 殿

私は、医療法人裕真会の令和4会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月24日

医療法人裕真会
監事 藤田 真利子